

国保の『中島村第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）』について

平成26年3月、「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」（平成16年厚生労働省告示第307号）の一部改正により、市町村は、その保有する特定健診等データ、レセプトデータを活用し、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための実施計画（データヘルス計画）を策定することとなりました。

中島村国保においては、平成28年度に第1期データヘルス計画を策定し、各種保健事業を実施してきましたが、計画期間が平成29年度で終了することに伴い、第2期データヘルス計画を策定しました。

※特定健康診査等実施計画につきましても、計画期間が平成29年度で終了することに伴い、第3期特定健康診査等実施計画を、第2期データヘルス計画と併せて策定しました。